

2021 年 2 月

性的 DV・パートナーからの性暴力についての声明

NPO 法人 全国女性シェルターネット



配偶者やパートナー、交際相手などからのドメスティック・バイオレンス（DV）の本質は、相手に対する支配・コントロールです。DV と言えば、殴る蹴るなどの身体的暴力だけがクローズアップされがちですが、身体的暴力があってもなくても、精神的な相手への支配・追い詰め、人格否定が重要な要素であり、それによって被害者は深刻な心理的なダメージや生活・人生への影響を受けます。

加えて DV には性的な行為や言葉を伴っていることが少なくなく、しかしそれは語られにくく、真正面から取り上げられることはこれまではありませんでした。

私たちは、配偶者やパートナー、交際相手などへ性的な DV 被害の深刻さに目を向けることを訴えるとともに、DV や性暴力に対する政策にこの性的 DV/パートナーからの性暴力の問題をきちんと位置づけることを提言します。

I 提言

1. 国や地方自治体は、性的 DV の深刻さに目を向け、次の施策を実施してください。

- ・DV 防止法の保護命令の対象に精神的 DV と性的な DV を含めて下さい。
- ・精神的 DV や性的 DV の被害を受けた人に対し一時保護を含む積極的な支援を行ってください。
- ・精神的・性的 DV によって心が壊されるという影響の深刻さを理解し、DV 被害者の回復支援を本格的に実施して下さい。

2. パートナー間の性暴力を扱う性犯罪を創設してください。

現行刑法の性犯罪が規定する「暴行脅迫」要件では、継続的な支配関係の下でのパートナー間の性暴力を性犯罪として捉えることは困難です。配偶者・パートナー間の性的 DV の特質をふまえた犯罪類型を作るか、不同意の性的行為全体を禁止した上で、配偶者・パートナー間の性的 DV の場合はより重い刑として下さい。

3. 性的 DV の実態をふまえ、母体保護法に基づく人工妊娠中絶の際の配偶者の同意のサインの要件を撤廃して下さい。また、婚姻していない関係においては中絶についての相手の男性の同意が不要との方針を周知し、徹底して下さい。

Ⅱ 説明

Ⅰ. DV としての性暴力

DV ケースの中での性暴力やその結果としての妊娠の問題は、頻繁に起こっている。

DV は相手を支配する行動であり、精神的ないじめや性的な暴力だけが行われる場合も珍しくない。性を通じた相手への支配が行われているのである。「相手の満足のため」に我慢し、「モノとして扱われる痛み」「繰り返される無力感」などを感じながらも、生活のために離れることを選べないケースが多い。

「性行為に痛みがある」と訴えても、取り合われない。「性交渉に応ずるのは妻の義務、妻は夫の要求に従うもの」などと配偶者間の性暴力は、過酷、残虐なものであるにもかかわらず、問題にされない実態がある。

それは継続的な関係性の中での行為であり、また夫婦であるため応じないといけないという意識があるため「暴行や脅迫」を伴うことを要件とする性犯罪の定義では捉えることが難しい。被害当事者も性暴力であると認識しにくいいため、日常化、深刻化する。性暴力による支配は最大の困難を強いる。被害者もあまり、語りたがらず、回復に長い時間がかかる。

2. 表には見えない性暴力被害

内閣府のアンケート調査（平成 29 年 12 月実施内閣府「男女間における暴力に関する調査」回答者数 3,376 人）では、性交を強制された経験の内もっとも多い「相手」は、配偶者や元配偶者・交際相手などである（47.6%）。この、カテゴリの中でもっと多く常に 3-4 割という傾向は、過去数回の同調査においても、一貫している。

しかし、そのほとんどは、刑事事件化しないものと思われる（平成元年度の警察の犯罪統計では、配偶者間の検挙件数は強姦性交等罪 6、強制わいせつ罪 2）。

さらに、被害者は相手から離れ、避難先を隠したいということを優先するため、性暴力行為に絞って警察に被害届を出すという行動をとることは非常に難しい。警察に DV を相談した場合も、警察の（主に生活安全課）担当者は、生命の危険などを重視して聞き取りを行い、避難の援助を行うことを主に考えるため、DV の行為の中に性暴力があったとしてもそれにきちんと注目して刑事課に回し、被害届を出す提案をするということはまずないものと思われる。

配暴センターや民間の DV 相談の場合も、性的 DV をあえて意識して取り出すことはされていない。

3. 実態

（Ⅰ）妊娠時の暴力

妊娠出産時に過激な暴力がふるわれる。妊娠中の女性の身体をいたわらず、むしろお腹や腰を蹴る、食事をさせない、過酷な作業をさせる、暴言を吐くなどの身体的暴力や虐待がしばしばある。

（２）中絶と妊娠

同意のない性行為、また避妊についても話し合えない関係であるため、DV カップルは子たくさんであることも珍しくなく、また、何度も中絶と妊娠を繰り返すという話も多い。妊娠中一度も病院を受診せず、駆け込み出産をする妊婦や、何度も中絶と妊娠を繰り返す夫婦は、DV のリスクが高いケースとして、産婦人科の臨床では認識されている。「避妊してくれないので６回も中絶した」と語った被害者もいた。

（３）離婚後も受ける性被害

同居や交際中の性暴力だけでなく、離婚後の子どもの面会交流を利用して呼び出され性暴力に遭うケースもある。

（４）同時に起こる子どもに対する性虐待

子どもに対する性虐待も同時に進行する場合がある。

同居や交際中の性暴力といっても、子どもたちに夫婦の性行為を見せるというものがある。子ども（10代や成人の娘）と性行為をし、妻にそれを手伝わせたり、撮影させるなどの行為もある。

（５）デジタル性暴力

写真や映像の撮影を強制されたり、内緒で撮られるという「デジタル性被害」もある。また、薬で眠らせて撮影され、その動画や画像を所有して脅しに使われたり、インターネットなどで拡散されたり、販売されることもある。

（６）望まない形の性行為

性交の強制ではなく、排せつ行為を見るなどの侮辱行為もある。物を性器に挿入する行為の強制もしばしばある。例えば、野菜や、卵などを入れて、そのまま出すことができなくなり、病院で取り出す処置をするなどということがあある。また、下着をつけずに外出させるなどの行為もある。アダルトビデオで視た通りの残虐な性行為を強いられることもある。これらの性的行為は、真の同意がなく、強制された場合は性暴力であり、性的DVである。

（７）性的搾取

妻や娘に売春をさせる。写真を売りさばくなど、性の商品として搾取することも

ある。

(8) その他、DV 行為としては、次のようなことも起こっている。

- ・これみよがしデリヘリでの性的経験や性的表現を聞かされる。
- ・性的対象としての魅力がないことをしばしば言われる。

4. 相談の中で聞いた声（加盟団体の相談記録や手記などから）

【望まない性的行為】

- ・出産後2週間目にセックスを求めてきた。私は出産時に縫った会陰の傷もまだ治ってなく痛みも残っていたので断ったところ、代わりにフェラチオを要求した。
- ・私が料理をしている時はいつも後ろから下着を脱がせて性器に指を入れたり、ペニスを挿入してきた。
- ・夫は自分が寝入るまで1時間でも性器をなめさせ、私が断ると不機嫌になった。
- ・ドライブ中の車の中でも夫は助手席の私の頭をつかんで夫の股間に持って行って性器をくわえさせた。
- ・夫がペニスをなめると命令するのを断ると、私の頭を引っ張って無理やり股間に押しつけた。
- ・夫がトイレで放尿した後に自分でティッシュでペニスを拭くことなく私を呼び、私に夫の汚れたペニスをなめるように命じた。私はとても嫌だったが、応じないと怒るため拒否できなかった。
- ・夫は、ほぼ毎日性交渉を要求した。自営業を手伝っていたが、事務所から家に戻っている夫から仕事中に性的な要求で呼び戻されることが度々あった。その分仕事の処理が遅れるが、夫は遅れるとそれを責めた。
- ・夫は、子どもが勉強している時でも入浴中などでも、おかまいなしでセックスを求めてきた。
- ・夫のセックスの要求を断ると、日常生活の他の場面で夫の暴言や私を責めたてる言葉がひどくなるため、私は嫌でも性行為に応じざるを得なかった。
- ・夫は、私がトイレに行く時についてきて、無理矢理、私が排尿するのを見るようになった。
- ・夫は異常に性欲があり、夜も眠れないくらい求めてくる。断ると暴力を振るったり、物を投げつける。私は性交渉に応じることが毎日苦痛でしかなく、この状況をどうすることもできないとあきらめていた。
- ・毎晩素っ裸にされてセックスを強要された。素っ裸のまま柱に絡りつけセックスを強要されたりもした。
- ・夫からアダルトビデオまがいの性関係を求められた。
- ・夫に手足を縛られてナイフで服を切り裂かれ、全裸にされて殴るけるされた上にレイプされた。

- ・早朝、セックスを要求され断ったところ、拳骨で4発殴られた。
- ・夫は、自分の性欲求だけを押つけてきて私が断っても聞き入れない。妻は夫の要求を受け入れるべきと言い張る。
- ・性的強要がひどく、避妊に協力しなかった。(子ども4人)さらに、子どもの体まで触るようになった。
- ・仕事柄家を空けることが多い夫は、家にいる時は一緒に入浴することを強要し、ずっとべったりで性欲求が続いた。断ると身体的な暴力を振るった。
- ・性暴力がひどい。避妊もしないために子どもは5人いる。
- ・朝夕セックスを強要され苦痛だった。
- ・夫はポルノビデオの通りのことを私にさせた。高校時代の制服と着せ、ポルノ同じことを強制した。排尿を私の口にした。だから逃げた。
- ・夫は小さな会社の営業マン、夫の客と性交することを強制した。それがいやで、こどもと逃げた。

【言葉による貶め】

- ・夫は、飲酒すると私が夫と知り合う前に付き合った男性との性交渉の様子を問い詰めたり、卑猥な言葉を並べ立てたり、性的に私を貶める暴言がひどく、身振り手振りで性行為の描写をしつつ私を責め立てた。私は、屈辱感と激しい嫌悪感でいっぱいになった。
- ・私が仕事を始めると、夫は「平日に仕事をする、セックスができないじゃないか」等と自己の性的不満を言い募った。
- ・セックスを断ると無視した。
- ・私を「売春婦」と言い性関係の強要が年々ひどくなった。

【性的搾取】

- ・私にフーズクで働くように強要したり、「ブスだから若いうちしかフーズクでは働けない」「働いた金を渡せ」と言っていた。
- ・夫から毎日見張られ、借金を作らせられ一日中アダルトチャットを強要された。お金は全部夫に取りあげられた。夜中に近くのコンビニに行く時も夫の母親が付いてきた。

【デジタル性暴力】

- ・性の強要がひどく、写真も撮られていた。
- ・知らない間に夫から動画を撮られていた。それを子どもの成長記録のビデオの間に隠していた。子どものビデオを見ようとして発覚した。ビデオには、夫婦のセックスを、同じ部屋で寝ていた子どもが起きてみている姿も映っていた。

【子どもへの性的虐待】

「激しい身体的暴力の中、私は避妊もできず10回も中絶するしかなかった。だから逃げて離婚した。娘も遠くへ行った。しかし、離婚から15年たち娘は強度の鬱状態となった。娘も性暴力の被害にあっていたことが分かった。そういえば、夫は娘に部屋のドアに鍵を許さなかった。」

【手記より】

「育児・家事・仕事でクタクタの中、夫から性行為を要求される。断ればそこから暴力が始まるから応じるしかない。断れば浮気を疑われ、暴力を受ける。浮気をしていない証拠として自分で坊主になれと言われ、バリカンで坊主になった。夫は笑って見ていた。暴力の後には必ずSEX を要求される。口でも手でも射精できなければ怒る。射精すると夫は優しくなる。私にとっての性行為は許しを得る為だけの行為だった。そして私は壊れた。」

「子どもたちが学校に出かけてしまい、私が家事をしていると、夫から電話がかかる。敷地内にある仕事場に来いというのだ。嫌だった。夫は、仕事場で、ポルノ雑誌や DVD で見たことを私にさせた。裸で、首輪をつけられ、四つん這いで歩かせられたり……。それを写真やDVD に撮られることもあった。夜も二人になりたくなくて、私はできるだけ子どものそばにいた。

夫と出かけるのも恐怖だった。スーパーでパンツを脱いで歩いて来いと言われたり、旅行に言っても、観光地の公園でパンツを脱いでしゃがんでいろと言われたり。私は、全身の肌がガサガサに荒れてしまい、医者にもストレスはないかと尋ねられた。そんなことなので、長く親にも誰にも相談できないでいた。様々なことがあり、裁判で何年もかかって、ようやく離婚できた。」

「夜が怖かった。夫が SEX したい時、私が先に寝ていると怒り狂った。夜中でも朝方でも関係なかった。夫が寝返りをうつ度に怖くて目が覚めた。私が生理でも熱が出ていても関係なかった。性行為が怖くて、体が反応しない私に夫は「他の男としたから感じないだ」と暴力を振るった。」

「夫から性行為を求められて断ってはいけないと思い込んでいた。断れば暴力を振るわれる。暴力を振るった後、SEX すると優しくなる。夫の機嫌を収める為に SEX に応じる。口や手での処理を要求してくるが、上手く出来ない私に怒り、髪の毛をつかんで無理やり性器を口に押し込んだ。私は喉を着かれ息が出来なくて、おう吐した。その頃はそれが夫婦間の性暴力と知らなかった。私が悪いと思い込んでいた。」